

# 岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年四月一日

## 目次

### 規則

岐阜県指定管理者審査委員会規則の一部を改正する規則	(管財課)	二
岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	二
岐阜県立障がい者職業能力開発校条例施行規則	(労働雇用課)	三
議会議事規則		
岐阜県議会議事規則の一部を改正する規則	(議事調査課)	四
岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則	(総務課)	四
教育委員会規則		
教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則	(学校支援課)	五
公安委員会規則		
警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(装備施設課)	五
岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則	(交通規制課)	五
告示		
岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正	(行政管理課)	七
岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正	(同)	八

指定代理納付者の指定	(税務課)	八
個人事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務の委託	(同)	八
自動車取得税及び自動車税の収納事務の委託	(同)	九
指定代理納付者の指定	(地域振興課)	九
ふるさとさきふ振興寄付金に係る寄附金の収納事務の委託	(同)	九
岐阜県食品科学研究所長印の制定	(産業技術課)	九
農業振興地域の指定に関する告示の一部改正	(農村振興課)	九
道路の区域変更	(道路維持課)	一〇
道路の供用開始	(同)	一一
建築基準法に基づく数値等の変更	(建築指導課)	一一
統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示の一部改正	(出納管理課)	一一
岐阜県博物館の使用料の徴収事務の委託	(博物館)	一二

### 訓令

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令	(法務・情報公開課)	一二
岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令	(管財課)	一二
岐阜県防火管理者規定の一部を改正する訓令	(同)	一二
議会議事訓令		
岐阜県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令	(総務課)	一三

規 則

岐阜県指定管理者審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県指定管理者審査委員会規則の一部を改正する規則

岐阜県指定管理者審査委員会規則（平成二十五年岐阜県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則

第一条中「岐阜県指定管理者審査委員会」を「岐阜県指定管理者制度等運用委員会」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「の所掌事務は、次のとおりとする」を「は、次の事項を調査審議する」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 県の公の施設（岐阜産業会館及び岐阜かかみがはら航空宇宙博物館を除く。）の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者の選定その他指定管理者制度の運用に関する事。
- 二 ネーミングライツパートナーの選定に関する事。
- 三 県有施設の有効活用のための事業（前号に掲げるものを除く。）の提案に関する事。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第三条第二項中「募集要項（指定管理者の募集に関する事項を記載した書面をいう。）」「指定管理者の募集要項（募集に関する事項を記載した書面をいう。）及び県有施設の有効活用のための事業」に改め、同条を第二条とする。

第四条第一項中「六人」を「七人」に改め、同条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

第八条第二項中「審査に関し、申請団体」を「調査審議に関し、第二条第一項各号に掲げる調査審議の対象となる者（以下「対象者」という。）」に改め、同条第三項中「審査に関して申請団体」を「調査審議に関して対象者」に改め、同条第四項中「申請団体」を「対象者」に改め、同条第五項中「申請団体との」を「対象者との」に、「当該申請団体に関する審査」を「当該対象者に関する調査審議」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 岐阜県施設等有効活用事業審査委員会規則（平成二十五年岐阜県規則第三十四号）は、廃止する。

岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県児童福祉法施行細則及び岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

（岐阜県児童福祉法施行細則の一部改正）

第一条 岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式の十二から別記第十五号様式の十四までの規定中「

編 纂 〃 を 〃 〃

編 纂 〃 に改める。

別記第十五号様式の十五中「

編 纂 〃 〃

「 岐阜県知事 様  
 」を  
 岐阜地域福祉事務所長 様  
 」に改める。

別記第十五号様式の十六及び別記第十五号様式の十七中

「 岐阜県知事 様  
 」を  
 「 岐阜県知事 様  
 岐阜地域福祉事務所長 様  
 」に改める。

所収 様  
 」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第一条 岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則(平成十八年岐阜県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中 「 岐阜県知事 様  
 」を  
 「 岐阜県知事 様  
 岐阜地域福祉事務所長 様  
 」に改める。

別記第三号様式中 「 岐阜県知事 様  
 」を  
 「 岐阜県知事 様  
 岐阜地域福祉事務所長 様  
 」に改める。

別記第四号様式中 「 岐阜県知事 様  
 」を  
 「 岐阜県知事 様  
 岐阜地域福祉事務所長 様  
 」に改める。

別記第五号様式中 「 岐阜県知事 様  
 」を  
 「 岐阜県知事 様  
 岐阜地域福祉事務所長 様  
 」に改める。

「 岐阜県知事 様  
 」を  
 岐阜地域福祉事務所長 様  
 」に改める。

別記第六号様式及び別記第七号様式中

「 岐阜県知事 様  
 」を  
 「 岐阜県知事 様  
 岐阜地域福祉事務所長 様  
 」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立障がい者職業能力開発校条例施行規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県立障がい者職業能力開発校条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県立障がい者職業能力開発校条例(平成三十一年岐阜県条例第二十号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職業訓練の種類)

第二条 岐阜県立障がい者職業能力開発校(以下「開発校」という。)は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校として、普通職業訓練を行うものとする。

(訓練課程等)

第三条 開発校における訓練科、訓練の課程、定員及び訓練期間は、次の表のとおりと

する。

訓練科	訓練の課程	定員	訓練期間
基礎実務科	短期課程	一〇人	一年
OAビジネス科	短期課程	一〇人	一年
ウェブデザイン科	短期課程	一〇人	一年

(寄宿舍)

第四条 寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、校長が定める。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、開発校の管理運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

### 議会規則

岐阜県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県議会議長 尾 藤 義 昭

岐阜県議会規則第一号

岐阜県議会会議規則の一部を改正する規則

岐阜県議会会議規則(昭和三十八年岐阜県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「その他事故」を「(配偶者の出産を含む。)育児、家族の介護又は看護その他やむを得ない事由」に改める。

第六十一条中「自」を「血」に、「訂正する」とができるを「議長の許可を

得て自己の発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議長は、前項の規定により発言の訂正を許可した場合は、その旨を議会に報告する。第二百二十二条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「及び第六十一条」を「及び同項」に改める。

別表常任・特別委員会全員協議会の項名称の欄中「常任・特別委員会全員協議会」を「常任・特別委員会委員協議会」に改め、同表岐阜県議会議員提案条例検討会の項目的の欄中「条例化を前提とした政策項目の調整及び」を削り、同項構成員の欄中「議長、副議長、各会派の代表者及び各常任委員会委員長」を「各会派より選出された議員」に改め、同項招集権者の欄中「議長」を「岐阜県議会議員提案条例検討会会長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県議会議長 尾 藤 義 昭

岐阜県議会規則第二号

岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則

岐阜県議会傍聴規則(昭和五十九年岐阜県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「ラジオ」を削り、同条第四項を削る。

第十三条第八号中「ポケットベル等」を「その他の音声を発する機器」に改める。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「法廷録音機」を「その等の音声録音機」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第七号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「第四十九条」の下に「第四十九条の八」を加え、同項第八号中「高等学校」を「県立学校」に改め、「入学者選抜」の下に「及び入学者選考」を加え、同項第九号中「高等学校」を「県立学校」に改め、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 法第四十七条の六第一項に規定する学校運営協議会を設置し、及びその委員を任命し、又は解任すること。

第五条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号中「第一条第一項第十五号」を「第一条第一項第十四号、第十五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一条第一項第九号中特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員に関する事（高等部にあつては、入学者選考を行う場合に限る。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第四号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「に掲げる係の一に勤務する」を「のいずれかの部（岐阜県警察本部組織条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十二号）第一条に規定する部をいう。）の所掌事務を担当する」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 生活安全部
- 二 刑事部
- 三 交通部
- 四 警備部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を





県道鷺羽島線

岐阜市柳津町佐波諸屋五八六番一地先から  
同 市同 町高桑小米野六八二番一地先まで

別表第二県道文殊茶屋新田線の項中

岐阜市藪田五丁目一八〇番地先から  
同 市南鏡島一丁目九九番一地先まで

岐阜市藪田五丁目一八〇番地先から  
同 市南鏡島一丁目九九番一地先まで

岐阜市藪田五丁目二七番一地先から  
同 市柳津町佐波名塚三二八番一地先まで

改め、同表多治見市道の項中

多治見市明和町一丁目八〇番三地先から  
同 市光ヶ丘二丁目二四番地先まで

多治見市明和町一丁目八〇番三地先から  
同 市光ヶ丘二丁目二四番地先まで

多治見市音羽町二丁目二四番地先から  
同 市同 町二丁目二二番地先まで

多治見市音羽町二丁目二二番地先から  
同 市同 町四丁目一〇五番一地先まで

に

を

に

を

改め、同表各務原市道の項中

各務原市大佐野町一丁目八七番地先から  
同 市小佐野町六丁目二二八番一地先まで

各務原市大佐野町一丁目八七番地先から  
同 市小佐野町六丁目二二八番一地先まで

各務原市鷺沼朝日町二丁目三番一地先から  
同 市鷺沼各務原町七丁目七一番一〇地先まで

各務原市鷺沼朝日町五丁目三〇五番一地先から  
同 市同 町二丁目三二五番一地先まで

各務原市前渡北町二丁目九番一地先から  
同 市前渡西町九丁目一番一地先まで

各務原市鷺沼三ツ池町三丁目四二番地先から  
同 市鷺沼朝日町二丁目三番一地先まで

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百十五号

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示（平成十三年

に

を

岐阜県告示第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

「公益財団法人岐阜県研究開発財団」を削る。

岐阜県告示第二百十六号

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示(平成十四年岐阜県告示第二百十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

「公益財団法人岐阜県研究開発財団」を削る。

岐阜県告示第二百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)第三十七条の三の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番 三三三号	自動車税	平成三十一年五月七日から平成三十二年三月三十一日まで

岐阜県告示第二百十八号

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)第十二条第二項に規定する個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第五百八条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所	委託内容
株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目五八番地	個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の収納事務のとりまとめ
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二七号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の収納
株式会社セブン イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八	直営店舗、加盟店舗等における個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の収納
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二二号	同右
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目五番地一	同右
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	同右
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一一番一号	同右
リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目一番一号	口座振替の方法による個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の収納事務



岐阜県告示第二百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、自動車取得税及び自動車税の収納事務を岐阜市日置江二千六百四十八番地の二一般社団法人岐阜県自動車会議所に委託したので、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定代理納付者の名称及び住所	指定代理納付者に納付させる歳入	指定代理納付者に歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番 三三三号	ふるさとさくら振興 寄付金に係る寄附 金	平成三十一年四月一日から平 成三十二年三月三十一日まで

岐阜県告示第二百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、ふるさとさくら振興寄付金に係る寄附金の収納事務を株式会社ゆうちょ銀行に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

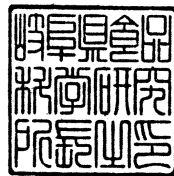
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百二十二号

岐阜県食品科学研究所長印を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から使用する。  
平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書体 てん書  
大きさ 二十三ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県食品科学研究所長

岐阜県告示第二百二十三号

農業振興地域の指定に関する告示（昭和四十六年岐阜県告示第六百三三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 瑞浪地域の部を次のように改める。

二 瑞浪地域

瑞浪市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長振興課及び岐阜県東濃農林事務所へ備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十四号

農業振興地域の指定に関する告示（平成十七年岐阜県告示第五百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 恵那地域の部を次のように改める。
- 一 恵那地域

恵那市の区域のうち、別図の青色で着色した区域  
 (「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政振興課及び岐阜県恵那農  
 林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を  
 次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月一日から二週間岐阜県農政整備部道路維持  
 課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	美濃加線	
路線名	関市志津野字立ヶ平三二番地先から 同市下有知字大洞五七六三番五地先まで	
区 間	前 A 後 B	前 B 後 C D
区域の変更	員敷地の幅 ル(メートル)	員敷地の幅 ル(メートル)
延長	ル(メートル)	ル(メートル)
備考	A、B及びC、Dに係る表示面をのり敷の区分をい	

同市同 字大峰形尾五  
七七〇番 一 地先まで

後 D  
一四〇  
四二〇  
三五〇

岐阜県告示第二百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を  
 次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月一日から二週間岐阜県農政整備部道路維持  
 課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	三川 輪島線	
路線名	岐阜市山県岩字荒井六三二番一 地先から 同市三輪 字井ノ洞九六六番一〇地先まで 岐阜市山県岩字荒井六三二番一 地先から 同市三輪宮前七一 番一 地先まで	
区 間	前 A 後 B	前 B 後 C D
区域の変更	員敷地の幅 ル(メートル)	員敷地の幅 ル(メートル)
延長	ル(メートル)	ル(メートル)
備考	A、B及びC、Dに係る表示面をのり敷の区分をい	

岐阜県告示第二百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、平成三十一年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	乙北狩野線	岐阜市北野南二五番一 地先から 同 市北野西三三三番一 地先まで	後	九・五 三・〇	一四七・〇	起点の変更
			前	九・五	四〇	

岐阜県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定年月日の変更は否か)

県道	乙北狩野線	岐阜市北野南二五番一 地先から 同 市北野西三三三番一 地先まで	一四七・〇	平成 三・四・一	平成 三・四・一
----	-------	---	-------	-------------	-------------

岐阜県告示第二百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第五十二条第一項第七号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号並びに別表第三五の項の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

恵那都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建築部建築指導課、岐阜県東濃建築事務所及び恵那市建設部都市住宅課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成三十一年四月一日

岐阜県告示第二百三十号

統轄店、集中店及び主管取扱店に関する告示(平成二十七年岐阜県告示第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表ぎふ県庁支店県民ふれあい会館出張所の項中、「東海環状自動車道事務所」を削

り、同表黒野支店の項中「中央家畜保健衛生所」を「食品科学研究所、中央家畜保健衛生所」に改め、同表笠松支店の項中「産業技術センター及び」を削り、同表本店営業部西濃総合庁舎出張所の項中「大垣土木事務所」の下に「東海環状自動車道事務所」を加え、同表関支店の項中「工業技術研究所、博物館」を「博物館、工業技術研究所、産業技術センター」に改める。

岐阜県告示第二百三十一号

岐阜県博物館条例（昭和五十一年岐阜県条例第八号）第六条に規定する使用料の徴収事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により岐阜市宇佐南四丁目八番一六 二〇一号 昭和建物管理株式会社岐阜支社に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

訓令 甲

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公印規程の一部を改正する訓令

岐阜県公印規程（昭和三十九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。  
第十条第二項中「常に職員を印影の印刷に立ち合わせ」を削り、「凸版」を「原版」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務部管財課管理調整監」を「総務部管財課財産活用企画監」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表アネットワークス・テクノ2の項中「情報技術研究所長」を「新産業・エネルギー振興課長」に改め、同表産業技術センターの項及び産業技術センター紙業部の項を削り、同表工業技術研究所の項中「工業技術研究所」を「産業技術総合センター」に改め、同項の次に次のように加える。

食品科学研究所	岐阜市柳戸	部長
---------	-------	----

別表中央子ども相談センターの項中「岐阜市下奈良」を「岐阜市鷺山向井」に改め、同表中

三塚町職員アパート	大垣市三塚町	西濃県事務所副所長兼振興防災課長
禾森職員アパート	大垣市禾森	
坂下町職員アパート	大垣市坂下町	可茂県事務所副所長兼振興防災課長
野笹町職員アパート	美濃加茂市野笹町	
稲口職員アパート	関市稲口	中濃県事務所副所長兼振興防災課長
三塚町職員アパート	大垣市三塚町	西濃県事務所副所長兼振興防災課長

改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表産業技術センターの項及び産業技術センター紙業部の項を削る改正規定並びに同表工業技術研究所の項の改正規定は、平成三十一年五月一日から施行する。

議 会 訓 令 甲

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会議務局

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定めるものとする。  
平成三十一年四月一日  
岐阜県議会議長 尾 藤 義 昭

岐阜県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会議務局処務規程（昭和三十七年岐阜県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務課の項中第二十二号を第二十六号とし、第十七号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「購入、保管及び処分」を「管理」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十五号を第十九号とし、同項第十四号中「及び普請並びに備品の管理」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第十三号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 議会の広報に関すること。

第三条の表総務課の項中第十二号を第十五号とし、同項十一号中「及び物品」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 議員の資産等の公開に関すること。

九 政務活動費に関すること。

十 議員の派遣に関すること。

第三条の表議事調査課の項第三号中「協議会」を「岐阜県議会議事規則（昭和三十八年岐阜県議会規則第一号）（第百二十三条第一項に規定する協議等の場（以下「協議会等」という。）」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「調査、統計及び資料の収集」を「法令、議案その他事案の調査・研究」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 議員提出議案に関すること。

第二十條第二項第二号中「及び出張に関する書類」を「に関するもの（旅費、交際費、対外交流費及び会議費の支出及び支払に係るものに限る。）」に改め、同項第三号口中「協議会」を「協議会等」に改め、同項第四号中二をホとし、八をニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 会計に関するもの（第二号に規定するものを除く。）  
本則に次の一章を加える。

第七章 事務処理

（事務処理）

第二十五条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務処理に関し必要な事項は、知事の事務部局の例による。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社